

伊勢崎市

障害福祉サービス・相談窓口のご案内



【令和8年 10 月版】



この冊子のPDF 版はここからダウンロードできます

目 次

●各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●伊勢崎市役所障害福祉課及び各支所・・・・・・・・	1
●伊勢崎市障害者機関相談支援センター	
●群馬県心身障害者福祉センター・・・・・・・・	2
●こころの健康センター	
●伊勢崎保健福祉事務所・・・・・・・・	3
●くわまるプラザ（伊勢崎市保健センター）	
●障害者権利養護センター	
●伊勢崎市障害者虐待防止センター・・・・・・・・	4
●障害者 110 番	
●家族会	
●精神保健福祉ボランティア・・・・・・・・	5
●いのちの電話	
●認知症コールセンター	
●高次脳機能障害支援相談窓口	
●発達障害者支援センター・・・・・・・・	6
●こども発達支援センター	
●成年後見制度について・・・・・・・・	7
●障害者の就労を支援する機関・・・・・・・・	8
●ハローワーク伊勢崎・・・・・・・・	8
●群馬障害職業センター	
●障害者就業・生活支援センター 「メルシー」	
●国立職業リハビリテーションセンター	
●障害福祉サービスなどの概要・・・・・・・・	9
●総合支援法における主なサービス・・・・・・・・	9
●地域生活支援事業における主なサービス	



●各種相談窓口

ここでは、障害のある人に関する各種相談窓口を掲載しています。

●市役所の障害福祉課または各支所の市民サービス課

制度の申請受付や、障害のある人の福祉サービス等に関する情報提供等を行っています。また、障害者総合支援法による福祉サービスの申請・決定の窓口です。

【問い合わせ先】	伊勢崎市役所 障害福祉課	電話27-2753（直通）
	赤堀支所 市民サービス課	電話62-9792（直通）
	あずま支所 市民サービス課	電話62-9910（直通）
	境支所 市民サービス課	電話74-0368（直通）

●伊勢崎市障害者基幹相談支援センター

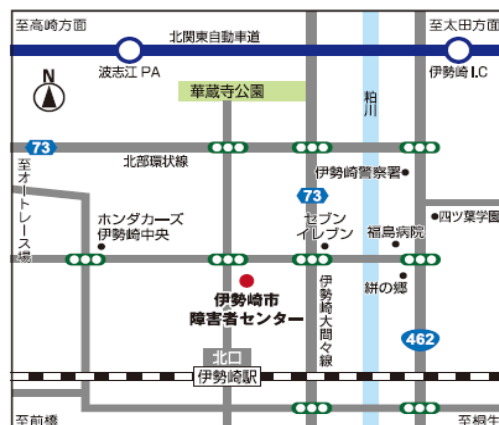
市が委託した指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、総合的な相談窓口となり、次のような内容について、情報の提供や支援、助言を行います。相談は無料で、個室対応も可能です。

内 容	・生活支援 家事、家庭、健康管理・介護相談、金銭管理… など生活するために必要なこと困っていること、小さなことから大きな問題まで、相談に応じます。必要に応じて訪問相談にも伺います。 ・社会生活の向上 自分と障害についての理解、家族関係・対人関係、身だしなみ、安全管理、交通・移動手段の利用、趣味・余暇活動・外出、コミュニケーション など社会生活の向上を応援します。 ・専門機関との連携 群馬県が設置する専門的な各種支援機関、障害福祉サービス事業所・福祉サービスの紹介、移送サービスの紹介など、就労や教育機関などとも連携して支援を行います。 ・福祉サービス 障害者総合支援法などによるサービスを受けるために必要な調査、申請等のお手伝いをします。
対象者	障害のある人やそのご家族で、本市にお住まいの人、又はこれから住む予定の人
相談方法	電話や来所または訪問など、どの方法でも構いません。 <u>ただし、来所・訪問のときは、事前に連絡をしてください。</u>
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】

伊勢崎市障害者基幹相談支援センター

（ 住 所 伊勢崎市西田町71番地（障害者センター内）
電 話 0270-75-5771
F A X 0270-75-5688
Eメール isesaki-kan@vi.sunfield.ne.jp
U R L <http://business4.plala.or.jp/i-kan/>）

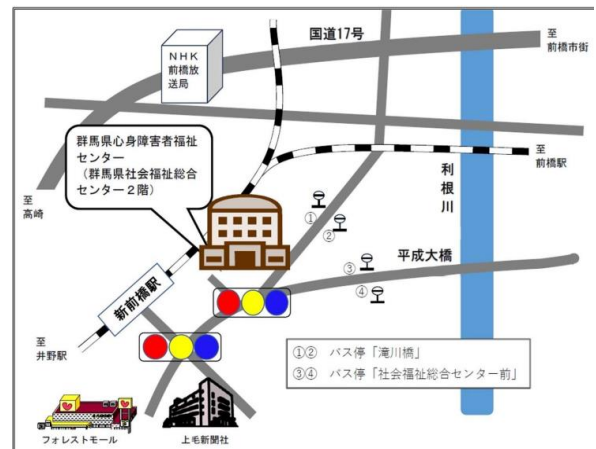


● 群馬県心身障害者福祉センター（群馬県）

○18 歳以上の方を対象に、身体や知的に障害のある方に関する 相談や判定を行っています。

○身体障害に関すること（身体障害係）
※要予約となっています。
市町村と連携して巡回相談や地域リハビリテーション事業を行っています。

○知的障害に関すること（知的障害係）
※要予約となっています
市町村と連携して巡回相談や日常生活における相談を行っています



【問い合わせ先】 群馬県心身障害者福祉センター 前橋市新前橋町 13-12 電話 027-254-1010

● こころの健康センター（群馬県）

心の健康に関する各種相談に応じています。

※相談は秘密厳守で行います。

※月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

1. 電話相談 専用電話 027-263-1156

電話で相談内容をおうかがいし、医療機関へのご案内、受診方法の助言を行います。

2. 面接相談（精神保健福祉相談） 専用電話 027-263-1156

依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する相談を行っています。電話で事前に相談内容をお伺いし、必要な人が予約相談となります。

3. Eメール相談 メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

相談は群馬県在住の方に限り、1人1回の利用となります。緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。ご相談の際には、件名に「相談希望」と記入し、相談内容、返信先アドレス、相談者のお住まいの市町村・年齢・性別を記入のこと。

4. 各種支援事業（申込ダイヤル）027-263-1156

依存症の家族教室、依存症からの回復支援塾、ひきこもりの家族教室、自死遺族交流会があります。参加を希望される場合は、こころの健康センター電話相談までお問い合わせください。

※ひきこもりの家族教室はひきこもり支援センターからお申込みください。

5. ひきこもり支援センター 専用電話 027-287-1121

ひきこもりに関することで、どこで相談してよいかわからない方、相談することをためらっていたご本人やご家族を対象に、第一次相談窓口としてご相談に応じます。

【問い合わせ先】

群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）

電話 027-263-1166

FAX 027-261-9912



● 伊勢崎保健福祉事務所（群馬県）：精神保健福祉相談（こころの健康相談）

保健・医療に関する各種相談や、専門的な援助を行っています。精神保健福祉に関する相談日を設け、医師や保健師が医療相談に応じています。

内 容	心の悩みや不安、また対人関係の悩みなど、心の健康に関し、専門の医師が相談を受けます。毎月1回実施しています。費用は無料です。
対 象 者	精神障害のある人及び心の健康に不安や悩みをお持ちの人、またはその家族等
受付時間	午後1時30分 ～ （予約制）
申込方法	伊勢崎保健福祉事務所に電話または来所で、予約してください。

【問い合わせ先】 伊勢崎保健福祉事務所（下植木町499）電話25-5066

● 市の保健センター：こころの健康相談

各地区担当の保健師がいて、保健・医療に関する各種相談や、専門的な援助を行っています。また、毎月1回、「こころの健康相談」を実施しています。

内 容	心の悩みや不安、また対人関係の悩みなど、心の健康に関し、専門の医師が相談を受けます。毎月1回実施しています。費用は無料です。
対 象 者	精神障害のある人及び心の健康に不安や悩みをお持ちの人、またはその家族等
受付時間	午後2時 ～ 午後3時 （予約制）
申込方法	くわまるプラザ（保健センター）に電話または来所で予約してください。
相談会場	くわまるプラザ（保健センター）

【問い合わせ先】 くわまるプラザ（保健センター）大手町18-1

電話27-6290

● 障害者権利擁護センター（群馬県）

群馬県障害者権利擁護センターでは、次の業務を行っています。

内 容	①使用者（雇用主等）による虐待の通報・届出の受理 ②市町村相互間の連絡調整、情報の提供、助言等 ③虐待を受けた本人、養護者に対する相談機関を紹介 ④障害のある人・養護者支援に関する情報の収集、分析、提供 ⑤虐待の防止に関する広報その他の啓発活動 ⑥その他障害者虐待の防止等のために必要な支援
受付時間	電話の場合：24時間受付 ※通話料はかかります。 来所の場合：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く） ※連絡や相談をした人がわからないように、秘密は確実に守られます。

【問い合わせ先】 障害者権利擁護センター（前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター7階 一般社団法人群馬県社会福祉士会内）

電話 027-289-3127（夜間・休日連絡先 電話 080-8910-1011）

FAX 027-212-8388 Eメール shougaiikenriyogo@gunma-csw.or.jp

● 伊勢崎市障害者虐待防止センター

障害のある人に対する虐待の防止や、養護者（障害のある人の身の回りの世話をする人など）の支援をするため、伊勢崎市では障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に向けて、障害のある人やその家族、関係者の皆さんからの連絡や相談を受け付けています。

虐待を受けた、または受けたと思われる障害のある人を発見した場合には、速やかに連絡をしてください。

内 容	①障害のある人の安全確認を行います ②障害のある人を保護する場所を確保します ③相談・指導・助言をします ④虐待防止についての啓発活動を行います
相談方法	電話または来所
相談窓口	伊勢崎市障害者センター
受付時間	電話の場合：24時間受付 来所の場合：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 （土日、祝日、年末年始を除く）
虐待相談の 専用電話	27-8801 ※通話料はかかります。 ※連絡や相談をした人がわからないように、秘密は確実に守られます。

【問い合わせ先】 伊勢崎市障害者センター

● 障害者110番

障害のある人の権利侵害や日常生活における相談に応じています。

一般相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後3時（正午～午後1時 及び 土日、祝日、年末年始を除く）

法律相談：第1・第3火曜日 午後2時～午後4時（要予約）

【問い合わせ先】 群馬県障害者社会参加推進センター
（前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階
群馬県身体障害者福祉団体連合会内）
電話 027-251-1100 FAX 027-255-6275

● 家族会

精神障害のある人の社会復帰、医療、福祉及び社会的理解の向上を図るため、精神障害のある人の家族が開いている家族のための集まりです。同じ境遇の人が集まりお互いの体験を語りあい交流することで、励ましあい、元気を得る場です。

伊勢崎市内で活動する家族会には、「あゆみ会」、「やよい会」および「よつば会」の3つの地域家族会と群馬県立精神医療センター内の家族会である「のびる会」があり、これらの4つの家族会で「伊勢崎市精神障害者家族会連絡会（綾の会）」を構成しています。また、群馬県には、県内の家族会が構成員となっている「群馬つつじ会（群馬県精神障害者家族会連合会）」があります。

【問い合わせ先】 くわまるプラザ（保健センター）大手町18-1
電話27-6290

● 精神保健福祉ボランティア

精神障害のある人がその地域であたりまえに日常生活が送れるよう支援し、また、そのための啓発活動等を行っています。それぞれのボランティアグループには特色があり、①障害のある人のサロンの開催（おしゃべり会・料理教室・日帰り旅行等） ②障害福祉サービス事業所等での作業支援 ③精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等を行っています。群馬県には、精神保健福祉ボランティアの会「新東風の会」があり、伊勢崎市には、そよ風、かがやきの会、かんらんしゃの3つのボランティアグループがあります。

【問い合わせ先】 そよ風（境上武士972-1 伊勢崎市社会福祉協議会境支所）電話74-5294
かがやきの会（上泉町151 伊勢崎市社会福祉協議会）電話25-4546
かんらんしゃ 電話55-0596

● いのちの電話

自殺予防を目的とする電話相談機関で「いつでも」「どこからでも」「だれでも」「どんなことでも」利用できる電話相談です。①友達もいないし、だれにも話せず一人で悩んでいる ②こんなことを聞くのは恥ずかしい ③悩みをどこに相談したらよいのかわからない ④誰かに力になってほしい ⑤全ての望みを絶たれて途方にくれている このような人達からの電話を、電話相談員が聴き、対話し良き隣人として援助しています。匿名でよく、秘密を守ります。電話相談員は、認定を受けたボランティアです。

相談受付時間 午前9時～午前0時（年中無休、相談無料）
※第2・第4金曜日 24時間受付（午前9時～翌土曜日午前9時）
専用電話 027-221-0783 （通話料はかかります）

【問い合わせ先】 群馬いのちの電話事務局
受付時間 午前10時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）
電話 027-221-1880 FAX 027-220-5666

● 認知症コールセンター（群馬県）

認知症の人やその家族、関係者等が抱える介護に関するさまざまな不安を軽減するため、認知症高齢者等の介護の経験者が、介護に関する悩みなどについて電話で相談に応じています。電話による相談が難しい場合や相談受付時間以外には、FAXやメールによる相談を受け付けています。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）（相談無料）

【問い合わせ先】 認知症コールセンター（前橋市亀泉町1-26 特別養護老人ホーム明風園内）
電話 027-269-4432 FAX 027-264-3522
Eメール kaigoken@pref.gunma.lg.jp

● 高次脳機能障害支援相談窓口（群馬県）

交通事故や病気による脳の損傷が原因となって記憶力や注意力、認知機能が低下する高次脳機能障害に苦しむ人を支援する相談窓口を前橋赤十字病院に開設しています。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始、3月23日を除く）（相談無料）

【問い合わせ先】 県高次脳機能障害支援相談窓口（前橋赤十字病院 前橋市朝倉町389番地1）
電話 027-225-5251（直通） FAX 027-225-5250

● 発達障害者支援センター（群馬県）

発達障害に関する相談等の支援及び理解の普及・啓発を行っています。

内 容	家庭、学校、職場等での日常生活について、さまざまな相談を受け、心理検査や医師による相談も行いながら、ご本人への関わり方を一緒に考え、必要に応じて、就労支援機関等への案内同行を行います。
対象者	発達障害のある人、その疑いをお持ちの人、ご家族の人、関係機関の人等
相談方法	電話で、来所する相談日を予約してください。
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】 群馬県発達障害者支援センター （前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター7階）
電話 027-254-5380 FAX 027-254-5383
Eメール hattatsu@pref.gunma.lg.jp

● こども発達支援センター

子どもやその保護者に対するサポートを目的とした施設です。発達に不安がある児童についての相談や、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、児童やその保護者に対する福祉の増進と、発達への総合的な相談・支援を図ります。

【問い合わせ先】 こども発達支援センター（伊勢崎市除ケ町410-1）
電話 0270-32-7748 FAX 0270-27-4062
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）



●成年後見制度

精神上の障害等によって判断能力が十分でない人に対して、家庭裁判所が定めた成年後見人等が、本人の自己決定を支えながら財産管理や福祉サービス利用の援助等を行い、いつまでも自分らしく生きることを支援する制度です。判断能力の低下に合わせて後見・保佐・補助に分かれる法定後見と、判断能力のあるうちに任意に契約する任意後見があります。

(1) 法定後見

現在、判断能力が十分でない人を対象とし、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設入所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を家庭裁判所から与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

①家庭裁判所に申立てを行うことにより、本人の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型いずれかの審判が出され、成年後見人・保佐人・補助人が選任されます。

②申立ては、本人・配偶者および四親等内の親族・市町村長等が行うことができます。

(2) 任意後見

将来、判断能力が十分でなくなることに備え、将来の任意後見人の候補者をあらかじめ選任し、その任意後見人に権限を付与する制度です。

①本人の意思によりあらかじめ公正証書で任意後見契約を結びます。

②将来、判断能力が不十分になった際に、家庭裁判所に申立てをすると家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の元に任意後見人が契約に従って財産管理や身上監護等を行います。

【申請窓口】

・法定後見の場合

本人の住民票上の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てをします。伊勢崎市にお住まいの方は、前橋家庭裁判所です。裁判所のホームページでは成年後見制度の手続きに関する動画を配信しています。スマートフォン等からも閲覧可能です。

前橋家庭裁判所（前橋市大手町3-1-24）電話 027-231-4275

・任意後見の場合

公正証書で任意後見契約を結ぶことになります。伊勢崎市にお住まいの方は、伊勢崎公証役場です。

伊勢崎公証役場（伊勢崎市昭和町3919 伊勢崎商工会議所会館3階）電話 24-3252

【専門職に相談したい場合】

申し立ての支援や、専門職の後見人等を希望する場合は一例として、次のような相談窓口があります。

伊勢崎市社会福祉協議会	…	伊勢崎市成年後見相談センター	電話 0270-25-4546
社会福祉士	…	ぱあとなあ群馬	電話 027-212-8388
司法書士	…	リーガルサポート群馬	電話 027-224-7773
弁護士	…	群馬弁護士会総合法律相談センター	電話 027-234-9321
社会保険労務士	…	社労士成年後見センター群馬	電話 027-253-5621
行政書士	…	コスモスぐんま	電話 027-234-3677

【参考情報】

1. 身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいないと認められる場合は、**市町村長による申立て**を利用することができます。
2. 伊勢崎市では、**成年後見制度利用支援事業**を実施しています。この事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、後見人等の報酬など必要となる経費の一部を助成する事業です。
(窓口 障害福祉課)

●障害者雇用を支援する機関

障害のある人の就職に向けた支援や、障害のある人を雇用する事業主に対してサービスを提供する機関には次のようなものがあり、それぞれが必要に応じて連携し、支援を実施しています。

● ハローワーク伊勢崎（伊勢崎公共職業安定所）

就職を希望する障害のある人に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

【問い合わせ先】 ハローワーク伊勢崎（太田町554-10）
電話 23-8609 FAX 23-3697

● 群馬障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害のある人に対する職業能力・適性等の評価、障害の種類・程度に応じた職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援事業、リワーク支援等や、事業主に対する障害者雇用の相談・援助を行っています。

障害者職業カウンセラーが相談に応じます。相談は予約制となっていますので、まずは、電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 群馬障害者職業センター（前橋市天川大島町130-1）
電話 027-290-2540 FAX 027-290-2541

● 障害者就業・生活支援センター 「メルシー」

就職を希望または在職中で就労継続に不安のある障害のある人に対して、雇用及び福祉等の関係機関との綿密な連携の下、就業支援担当者が、就業に関する相談や就業生活に伴う個別支援を行っています。

内 容	①相談受付 働きたい、困っていること、悩み事など、どんなことでも相談に応じます。 ②職業評価 群馬障害者職業センターに職業評価をお願いします。 ③基礎訓練 提携施設で労働環境や働く上での基礎的なことを学びます。 ④職場開拓 ハローワーク伊勢崎と連携しながら職場を探します。 ⑤職場実習 実習先でのお仕事や、働きやすい環境を作れるように就業支援担当者がお手伝いします。 ⑥就職後の職場定着支援 職場での悩みなどの相談にのり、職場や家庭訪問をしながら定着支援をしていきます。
相談方法	電話や来所または訪問など、どの方法でも構いません。 ただし、来所・訪問のときは、事前に連絡をしてください。
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・時間外の相談を希望する場合は要予約

【問い合わせ先】 メルシー（伊勢崎市西田町71 伊勢崎市障害者センター 内）
電話 25-3390 FAX 25-3395

● 国立職業リハビリテーションセンター

高次脳機能障害（記憶障害・失語症等）のある人の職業的自立に必要な職業指導や職業訓練を実施しています。対象者の要件がありますので、まずは、電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 国立職業リハビリテーションセンター 職業評価課（埼玉県所沢市並木4-2）
電話 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

障害福祉サービスなどの概要

☆総合支援法における主なサービス☆

サービスの利用のためには、申請書の提出及び調査員による聞き取り調査が必要です。
ご利用希望の場合は、障害福祉課または基幹相談支援センターへご相談ください。

	サービス名	対象	サービス内容
訪問系・その他	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者・障害児	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を提供します
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者	居宅等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出中における移動中の介護を総合的に提供します
	同行援護	視覚障害者	外出時において、障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の外出時に必要な援助を提供します
	短期入所 (ショートステイ)	障害者・障害児	施設に短期入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を提供します

日中活動系	療養介護	病院において常時介護を必要とする重度の障害者	昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します
	生活介護	施設において常時介護を必要とする障害者	主として昼間に障害者支援施設等において日常生活上の支援並びに創作活動及び生産活動の機会の提供等必要な支援を提供します
	自立訓練 (機能訓練)	障害者	施設もしくはサービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言を行います
	自立訓練 (生活訓練)	障害者	施設もしくはサービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います
	就労選択支援	就労移行支援または就労継続支援の利用を希望する障害者	就労を希望する人に対し、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、働くために必要な適性や能力、希望などを整理し、自分に合った働き方やサービスの選択に向けた支援を行います
	就労移行支援	65歳未満の障害者	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着に必要な支援を提供します
	就労継続支援 (A型)	障害者	雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を提供します
	就労継続支援 (B型)	障害者	就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練その他の必要な支援を提供します

	就労定着支援	就労移行支援等の利用後に就職した障害者	生活介護、自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障害者に対して、関係機関等の連絡調整、雇用に伴う社会生活等の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います
--	--------	---------------------	--

施設入所系	グループホーム	障害者	18歳以上の精神障害のある人が、地域において安定した日常生活を送り社会的自立を促進するため、地域社会にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、世話人等により日常生活援助（食事の提供・健康管理・金銭管理・日常生活場面における相談等）を受けて共同生活をする場所です。
	施設入所支援	施設において常時介護を必要とする障害者	入浴・排せつ及び食事等の介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援などまたは職業リハビリテーションを受けている者であって通所が困難で施設に入所する人に対し、夜間や休日の居住の場として、入浴、排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる支援を行います。

☆地域生活支援事業における主なサービス☆

サービスの利用のためには、申請書の提出及び調査員による聞き取り調査が必要です。
ご利用希望の場合は、障害福祉課または各相談機関へご相談ください。

サービス名	対象	サービス内容
訪問入浴サービス	家庭内で入浴することまたは通所による入浴サービスを受けることが困難な身体障害者	自宅へ移動入浴車を週3回まで派遣し、入浴サービスを提供します 全身入浴：13,000円 部分浴：9,100円 本人負担：1割（ただし、市民税非課税世帯は無料）
身体障害者 デイサービス	65歳未満で、在宅で生活をしている身体障害者	市が委託した事業所で、週2回まで生活指導や機能回復訓練を行います 費用は、利用サービス、利用時間、障害程度により異なります
医療的ケア支援事業	居宅以外で医療的ケアが必要な障害者・障害児	訪問看護事業者の看護師等を派遣して医療的ケアを提供するものです 市内に在住している医療的ケアを必要としている障害者（児）であれば、障害者手帳の有無を問わず利用できます
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者・障害児	余暇活動及び社会生活を営む上で必要な外出のための支援を行います
地域活動 支援センター	障害者	障害のある人に創作的活動や各種訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります

○日中一時支援事業

日帰り短期事業	障害者・障害児	介護を行うものが、一時的に障害児（者）を介護できなくなった場合、施設を利用して適切な支援を提供します （宿泊を伴わない日中受入れのみ）
登録介護者事業・サービスステーション事業		在宅で18歳未満の身体障害児および65歳未満の重度身体障害者を介護しているものが、一時的に家庭での介護が困難となった場合に、市町村に登録している介護者や団体（サービスステーション）に介護を委託します

[illegible]

身体障害、知的障害、精神障害の福祉制度のご案内は各 QR コードから確認することができます。

身体障害者手帳



療育手帳



精神障害者保健
福祉手帳





令和8年10月 発行

伊勢崎市 障害福祉課

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-27-2753（直通）

FAX 0270-26-1808

【問い合わせ先】

・伊勢崎市役所	障害福祉課	TEL0270-27-2753（直通）
・赤堀支所	市民サービス課	TEL62-9792（直通）
・あずま支所	市民サービス課	TEL62-9910（直通）
・境支所	市民サービス課	TEL74-0368（直通）